

最高裁秘書第243号

令和4年2月3日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年12月28日付け（令和4年1月4日受付、第030838号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「不当利得返還請求控訴、同附帯控訴事件について」と題する書面（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

不当利得返還請求控訴、同附帯控訴事件について

事案の概要

本件は、岡山市の特定非営利活動法人である被上告人（第1審原告）が、同市議会の複数の会派に交付された平成27年度の政務活動費について、使途基準に適合しない違法な支出が行われたなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、同市の執行機関である上告人（第1審被告）を相手に、上記各会派に対して不当利得返還の請求をすべきことを求める住民訴訟である。

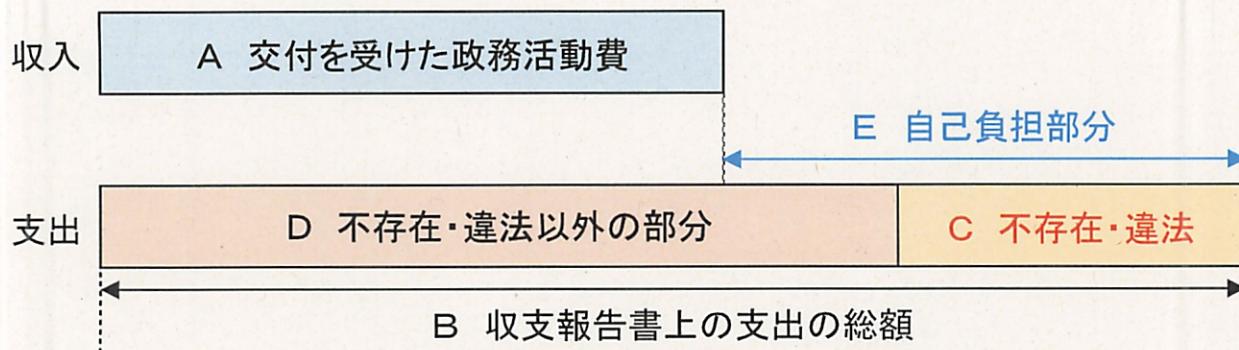
原判決及び争点

- ◇ 原判決（広島高裁岡山支部）は、次のとおり判示し、被上告人の請求を一部認容した。
 - ① 市民ネットの政務活動費については、市民自治講座の費用に充てた分のうち2万5300円が使途基準に適合しないため、被上告人の請求は同額の限度で理由がある。
 - ② ネクスト岡山の政務活動費については、報告紙の印刷代に充てた14万0940円が使途基準に適合しないため、被上告人の請求は、同額から自主的に返納された額5万2002円を控除した8万8938円の限度で理由がある。
- ◇ 上告人は、最高裁平成30年11月16日第二小法廷判決によれば、次のとおりとなる旨主張している。
 - ① 市民ネットの政務活動費については、別紙【図2】のとおり、収支報告書上の支出の総額（B）から使途基準に適合しない上記の講座費用の額（C）を控除した額（D）が交付額（A）を下回らないから、不当利得が成立しない。
 - ② ネクスト岡山の政務活動費については、別紙【図3】のとおり、使途基準に適合しない上記印刷代（C）と自己負担部分【収支報告書上の支出の総額（B）と交付額（A）との差額】（E）との差額12万2472円（F）から上記の返納額を控除した7万0470円の限度でのみ、不当利得が成立する。

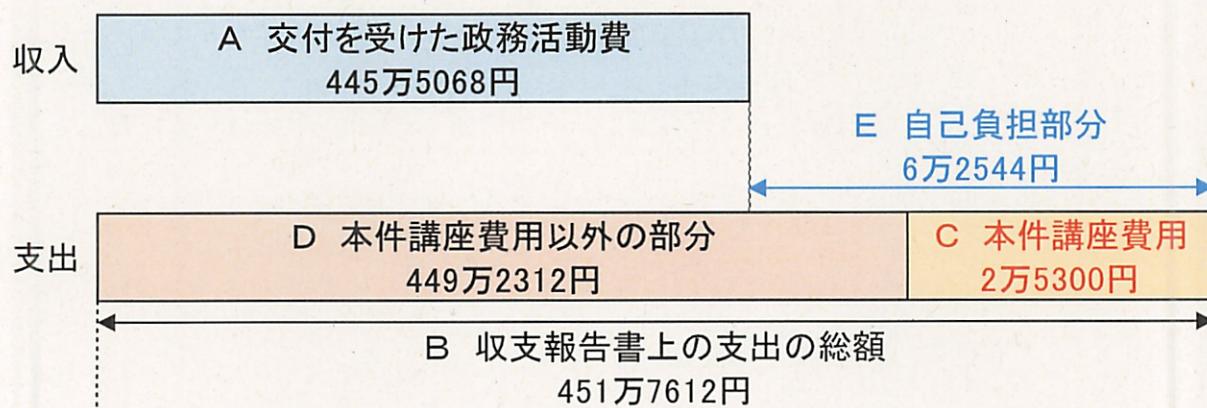
[参考] 最高裁平成30年11月16日第二小法廷判決（別紙【図1】参照）

政務活動費につき、具体的な使途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定めておらず、年度ごとに行われる決定に基づき月ごとに一定額を交付し、年度ごとに収支報告を行うこととされ、その返還に関して当該年度における交付額から使途基準に適合した支出の総額を控除して残余がある場合にはこれを返還しなければならない旨の定めがある県の条例に基づいて交付された政務活動費について、その収支報告書上の支出の一部が実際には存在しないものであっても、当該年度において、収支報告書上の支出の総額（B）から実際には存在しないもの及び使途基準に適合しないものの額（C）を控除した額（D）が政務活動費の交付額（A）を下回ることとなる場合には、当該政務活動費の交付を受けた会派は、県に対する不当利得返還義務を負わない。

【図1】最高裁平成30年11月16日第二小法廷判決



【図2】市民ネットの政務活動費



【図3】ネクスト岡山の政務活動費

